

厚生委員会会議録

平成28年3月7日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:21

案 件

1. 議案第12号 平成28年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
2. 議案第13号 平成28年度 飯塚市介護保険特別会計予算
3. 議案第14号 平成28年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
4. 議案第26号 平成28年度 飯塚市立病院事業会計予算
5. 議案第30号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第38号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
7. 議案第39号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
8. 議案第53号 専決処分の承認(平成27年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号))

【 報告事項 】

1. 飯塚市ウォーキングコース100選マップについて (健康・スポーツ課)
2. 第2次飯塚市食育推進計画の策定について (健康・スポーツ課)
3. 国民健康保険制度改革の経緯と概要について (医療保険課)
4. 指定管理施設の評価について (社会・障がい者福祉課)
5. 生活保護ホットラインの運用状況について (保護課)
6. 指定管理者制度運用の変更について (総合政策課)

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第12号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。
執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第12号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」について補足説明をいたします。

予算書の255ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ169億3816万6千円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、2885万5千円、率にして0.17%の減となっております。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。まず、歳出からご説明いたします。予算書の269ページをお願いします。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、職員24人分の人件費等の経常的な事務費でございますが、28年度から、退職手当組合負担金の負担率が一部改正されたことなどから、1866万8千円の増額となっております。

270ページをお願いいたします。同じく、3目、医療費適正化特別対策事業費につきましては、これまで嘱託職員が行ってございました第三者行為求償事務の全てを、昨年5月から国保連合会に委託しましたことから、前年度と比較いたしますと、276万9千円の減となっております。

271ページ下段から272ページにかけての2款、保険給付費、1項、療養諸費につきましては、一般被保険者、退職被保険者の療養給付費及び療養費の経費を計上いたしております。1目、一般被保険者療養給付費では、1人当たり給付費が増加しておりますが、被保険者数が

減少したことなどから、前年度と比較いたしますと、19万1千円の減額となっております。

272ページの2目、退職被保険者等療養給付費では、1人当たり給付費及び被保険者数の減により、前年度と比較いたしますと、9212万5千円の減額となっております。同じく2項、高額療養費につきましては、27年度の実績をもとに所要額を見込み計上いたしておりますが、前年度と比較いたしますと、合計で8260万8千円の増額となっております。

273ページをお願いいたします。同じく3項、出産育児諸費、4項、葬祭諸費につきましては、27年度の実績をもとにそれぞれ所要額を計上いたしております。3款、1項、後期高齢者支援金につきましては、過去の納付実績に基づき、予算を計上いたしております。本年度は、前年度と比較いたしますと、1305万3千円の減額となっております。

274ページをお願いします。6款、1項、介護納付金につきましては、介護保険2号被保険者に係る介護給付費納付金で、過去の納付実績に基づき推計して予算を計上しております。本年度は、1人当たり負担額及び被保険者数の減等により、前年度と比較いたしますと、1493万9千円の減額となっております。

274ページ下段から275ページにかけてでございますが、7款、1項、共同事業拠出金につきましては、高額な医療費に係る給付の発生による国保財政への影響を緩和するため、80万円を超える医療費について、交付金を交付する「高額医療費共同事業」、また、市町村の保険料の平準化、財政安定化を図るため、全ての医療費について交付金を交付する「保険財政共同安定化事業」に拠出するものでございますが、前年度と比較いたしますと、1388万3千円の減額となっております。

275ページ下段から276ページにかけての、8款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費につきましては、特定健診及び保健指導に係る経費、1億876万2千円を計上しております。28年度は、健診の受診率を57%、保健指導実施率70%を目標といたしております。ちなみに27年度の速報値では、健診受診率は45.2%となっております。

276ページをお願いします。同じく2項、保健事業費、1目、疾病予防費につきましては、75歳未満の方を対象とした「はり、きゅう施術費給付金」を計上いたしております。同じく2目、保健事業費につきましては、補助事業で、平成26年度から3カ年で実施しております「ヘルスアップ事業」の経費を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。262ページから263ページにかけてでございます。1款、1項、国民健康保険税につきましては、前年度と比較いたしますと、総額で5780万6千円の減となっております。これは、被保険者数の減と軽減対象範囲の拡大によるものでございます。

264ページをお願いいたします。3款、国庫支出金、1項、国庫負担金につきましては、療養給付費等負担金は、一般被保険者に対する保険給付費分・後期高齢者支援金分・前期高齢者納付金分・老人保健拠出金分・介護納付金分に係る国の負担率32%、高額医療費共同事業負担金は、国の負担率4分の1、特定健康診査等負担金は、負担率3分の1で計上しております。このうち1目の療養給付費等負担金につきましては、前期高齢者交付金の増額の影響等で、前年度と比較いたしますと、5263万1千円の減額となっております。同じく、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整する普通調整交付金並びに精神・結核等の医療費に関する特別調整交付金を計上いたしております。

前年度と比較いたしますと、1億3412万6千円の減額となっておりますが、これは、歳入不足を補うための財源調整額の減等によるものでございます。4款、1項、療養給付費交付金につきましては、退職被保険者に係る保険給付費等から、退職被保険者分の国保税を除いた分が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。28年度は退職被保険者の保険給付費等の減少により、前年度と比較いたしますと、1億47万2千円の減額となっております。

265ページをお願いいたします。5款、1項、前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者に係る保険給付費等に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、国の示す交付基準に基づき算出いたしております。前年度と比較いたしますと、1億4634万3千円の増額となっております。6款、県支出金、1項、県負担金につきましては、1目、高額医療費共同事業負担金は、県の負担率「4分の1」、2目、特定健康診査等負担金は、負担率「3分の1」でそれぞれ計上いたしております。同じく、2項、県補助金、1目、財政調整交付金につきましては、前年度から定率交付金の交付率が7.8%から5.8%に変更になり、差分の2%が財政健全化交付金の財源に振り替えられております。前年度と比較いたしますと、定率交付金が1488万7千円の減、財政健全化交付金は1億8786万1千円の減、全体では2億274万8千円の減額となっております。同じく、3目、保健事業補助金につきましては、特定健診の検査項目で、本市が独自に実施しております血清クレアチニン、尿酸及び尿潜血が前年度から補助金の対象となり、所要額を予算計上いたしております。

266ページをお願いいたします。7款、1項、共同事業交付金につきましては、国民健康保険団体連合会が示す算出基準に基づき予算計上をいたしております。なお、2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、歳出予算でもご説明いたしましたとおり、前年度からすべての医療費が対象となっており、前年度と比較いたしますと、8140万7千円の増額となっております。9款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、2億3692万8千円の増額となっております。

この主な理由といたしましては、前年度から保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援が拡充されたことにより「保険基盤安定事業繰入金（保険者支援分）」の増と、交付税算入係数の見直しによる財政安定化支援事業繰入金の増などによるものでございます。なお、28年度は、歳入不足を補うため普通調整交付金で約1300万円の財源調整を行っております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

まず、歳入のほうからお聞きいたします。先ほど264ページ、国庫支出金の財政調整交付金並びに県支出金について、大きな減額がっております。他方で、266ページの共同事業交付金並びに繰入金について、大きな増額であるんですけど、このあたりのところをもう少し詳しくお示しいただけますか。

○医療保険課長

まず、国庫補助金の財政調整交付金、これの大幅減、マイナス1億3400万円ですが、これにつきましては、先ほどご説明しましたように、財源調整額が大幅に昨年度当初と比べ、減となったことによる減ということでございます。先ほど申しましたが、平成28年度の財源調整額としまして、約1300万円を見込んでおります。昨年は、1億円ちょっとということで、このあたりが影響を及ぼしているところでございます。それと県の財政調整交付金でございますが、これにつきましては、先ほどご説明しましたように、1億8700万円余りの減ということでございますが、これにつきましては、定率交付金の交付率、従来7.8%であったものが昨年度から5.8%になっております。残りの差分の2%が財政健全化交付金のほうに、配分の見直しということで、見直しをされておりますが、財政健全化交付金に振り替えられました2%につきましては、共同安定化事業分で該当する自治体に対する交付分ということで、これにつきましては、現時点で本市の場合、見込めないというところで約1億8700万円の減ということになっております。それともう1点、一般会計の繰入金でございますが、主なものとして、保険基盤安定事業繰入金（保険者支援分）が増となっております。これが約1億

8千万円の増でございますが、これにつきましては、昨年度から、平成30年度からの県の国保の広域化にあたりまして、国保財政の財政支援の拡充ということでの支援の拡充による増額でございます。全国で約1700億円が投じられて、このように保険者支援分で1億8千万円程度の増ということでございます。

○江口委員

国、県の支出金が減ったのは、組みかえて、この共同事業交付金とかで入ってくるからという形ではなく、国の国庫補助金の減額については、今年度は大きなマイナス見込まれていたんですけど、来年度は、それがかなり落ちたので、それに従って減ったという形ですね。わかりました。あと、歳出の中で、271ページ、総務費の徴税費の中で、コンビニ収納代行手数料がでございます。このコンビニ収納について、どのような費用となるのか、1件あたりどのぐらいになるのかも含めて、お聞かせいただけましたらと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩10:16

再開10:16

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

申しわけありません。予算額66万4千円の内容ですけれども、コンビニ収納の見込み件数といたしまして、国税関係では、1万963件、単価にしまして56円ということで、これに消費税を乗じた66万4千円となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

歳入のほうですけれども、最初の262ページ、263ページ、医療給付費というのが、国民健康保険税ですが、これが減額になっております。人数が減ったというような話が先ほどあったと思いますが、大体、前年度と今年度でどのくらいの世帯数とか人数に変化があるのかをお尋ねします。

○医療保険課長

まず、国民健康保険税でございますが、この国税につきましましては、医療給付費分、現年課税分、それから後期高齢者支援金分現年課税分等々ございますが、例えば、医療給付費分現年課税分で申し上げますと、平成27年度当初、均等割額の算定の被保険者数でございますが、平成27年度は3万48名で予算を計上いたしておりましたが、28年度につきましては、この均等割額の被保険者数が2万9865人。それから平等割額の対象世帯数でございますと、平成27年度当初では、1万8627世帯、これが平成28年度当初では、1万8429世帯。それから軽減の関係でございますが、7割軽減の対象世帯で、平等割の対象世帯で、平成27年度は7025世帯でありましたものが平成28年度当初では、軽減対象範囲の拡大によりまして、7111世帯。7割軽減の均等割被保険者数で、これは平成27年度当初で9735人、これが28年度当初では9815人というふうに増となっております。また、5割軽減で申し上げますと、平成27年度は平等割で2844世帯、均等割で5549人でありましたものが、28年度当初では、5割軽減の平等割世帯3067世帯、均等割で6060人。また、2割軽減で申し上げますと、平成27年度当初の平等割世帯で1972世帯、均等割で3769人でありましたものが、平成28年度当初では、2割軽減の平等割世帯1982人、均等割で3824人と、このように軽減対象範囲の拡大、それから、被保険者数の減というようなことが影響して、28年度当初予算額は減ということになっております。

○宮嶋委員

長々とすいません。分けて聞こうと思っていたんですけど、結局世帯数、人数も減ったし、そのところが聞きたかったんですけども、減免世帯というか、軽減する世帯もふえてきて、そういう意味では1人当たりの収められる保険税の単価みたいなものが、随分と下がってきているという解釈でいいんですかね。はい、ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

それから国民健康保険税は、前々年度でしたか、大きく引き上げられまして、本当に大変な状況になっているわけですが、賦課限度額の引き上げというのが、毎年のように行われていましてけれども、今回は医療分とか後期高齢者支援分の引き上げがあるというふうなことを聞いておりますが、いかがですか。

○医療保険課長

賦課限度額の引き上げ、それから均等割、平等割の減額対象範囲の拡大というのが、今年の4月1日に改正をされております。また、28年度はどうなるかということだと思いますけれども、現在のところ、地方税法の施行令の改正等につきまして、まだ詳細な通知等がございません。

○宮嶋委員

もう3月に来て通知があつてないということは、平成28年度からということはないということですか。それともぎりぎりになって出てくるんですか。

○医療保険課長

恐らく、国保法に基づく国民健康保険料につきましては、改正をされるということのようでございます。あわせて、国保税につきましても、28年4月1日から改正されると思いますが、恐らく、直前の3月末近くに内容が固まるのが、通知がまいりますのが、末になろうかと思っておりますので、平成27年度と同様に改正があれば、専決処分では対応させていただくことになるのではないかとこのように考えております。

○宮嶋委員

毎回のようにですね、そういうことで専決が行われて、本当に議会で論議ができない。反対しても決まっているというような状況が続いていると思うんですけど、こういうのをもっと早くきちんと決めていくという、国の仕事なんでしょうけれども、そういうふうなことで、実際に仕事をしないといけない、市として、その辺のことを国との話し合いとかそういうのがきちんとされているのかどうか、お尋ねします。

○医療保険課長

こういった賦課限度額の引き上げ等々につきまして、自治体と国との話と申しますか、そういったものは基本的にあつておりません。国のほうで決定されたものについて通知があり、それに対して対応しているという状況でございます。

○宮嶋委員

これは国が決めたなら、粛々と市は従って、このとおりにしないといけないんですか。自治体によって違うような気がしますが、その辺、市として努力して、引き上げないという選択肢もあるのかどうか、お尋ねします。

○医療保険課長

委員がおっしゃいますのは、賦課限度額の引き上げについて言われていると思いますが、賦課限度額の引き上げと合わせて、軽減対象範囲の拡大というものもあつておりますので、その点でご理解いただきたいと思います。

○宮嶋委員

引き下げのほうだけ受け付けて、引き上げのほうは受け付けないということではできないんで

しょうか。どうでしょうか。

○医療保険課長

それはできないものと考えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

詳しくは本会議できちんとまとめたいと思いますけれども、やっぱり言われたように、軽減、減免世帯とか、こういうのもどんどんふえていって、被保険者の皆さんがやっぱり苦しい生活状況にある中で、本当に高すぎる国民健康保険税というのがあります。また、限度額の引き上げとか、これも世帯の人数とかによっても随分違ってくると思うんですけれども、やっぱり影響があるということで、皆さんが安心してかかれる医療ということで、保険ということで、ぜひ、毎回申し上げますけれども、お金が足りなければ、一般会計から繰り入れを行って、保険税を引き下げるとか、そういう施策をぜひ行っていただきたいと、そういうことが行われていないということで、反対という態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第12号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」について、原案どおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第13号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第13号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。

本予算は、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画の中間年度の予算となります。

予算書の283ページをお願いいたします。第1条第1項で、保険事業勘定予算の総額を歳入歳出、それぞれ137億8623万1千円と定め、同条第3項において、介護サービス事業勘定予算の総額を歳入歳出、それぞれ9493万3千円に定めようとするものでございます。

それでは、保険事業勘定につきまして歳出、歳入の順で説明させていただきます。

予算書287ページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書「1.総括」の、下の段の表「歳出」をお願いします。「歳出」の表に記載の通り、保険事業勘定の歳出予算の合計は137億8623万1千円を計上いたしております。

前年度の当初予算との比較では4億4553万3千円の増加となっております。この増加の要因の主なものとしたしましては、(2款)保険給付費の3億5906万6千円の増で保険給付費は130億2572万4千円と保険事業勘定歳出予算の94.5%を占めています。

歳出の主な項目について説明させていただきます。293ページをお願いします。(1款)総務費(1項)総務管理費の1億506万3千円は介護保険業務に携わる職員の人件費等で、経常的な経費でございます。

294ページをお願いします。下段の表になりますが、(1款)総務費(3項)介護認定審

査会費（1目）介護認定審査会費の1816万9千円につきましては、介護保険の認定審査に係る経費でございます。認定審査に係る認定審査会は、102名の認定審査委員を15の合議体に編成し、28年度は、新規申請、更新申請を合わせまして年間8500件程度の審査を行う予定としております。（1節）介護認定審査会委員報酬1634万5千円は、前年度に比べ114万6千円の減となっております。これは、任期2年の審査委員が28年度は2年目となりますことから、委嘱状の交付経費が皆減となりますことから減となっております

295ページをお願いします。（2目）認定調査等費の1億7082万1千円につきましては、認定業務に携わる職員の人件費等で、経常的な経費で、説明の欄の（7節）嘱託職員賃金3750万1千円は、介護認定調査員14名分になります。（12節）役務費で、主治医意見書等作成手数料3784万1千円が、主なものとなっております。

また、前年度比較において1198万9千円の増額については、296ページをお願いします。平成28年度は、支援システムのリプレース時期にあたり、介護保険制度改正（総合事業導入）に対応した介護保険認定審査支援システム更新委託料170万1千円及び介護認定審査支援システム更新に伴う器具費848万9千円の新規予算計上が主なものになります。

次に297ページをお願いします。下の段の表（2款）保険給付費（1項）介護サービス等諸費、（1目）居宅介護サービス給付費36億184万6千円から300ページの（6項）その他諸費（1目）審査支払手数料971万6千円までの保険給付費130億2572万4千円につきましては、先ほど287ページの「総括」のところで申し上げましたとおり、前年度より3億5906万6千円の増加となっております。（1項）介護サービス等諸費は、要介護1から5の認定者の方の給付費になり、（1目）居宅介護サービス給付費は、居宅での通所介護や訪問介護などのサービスが対象になります。（2項）施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームなどの施設でのサービス給付費が対象になります。（6項）地域密着型介護サービス給付費は、グループホームなどの給付サービスが対象になります。（2項）介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1・2の認定者の方の給付費になります。

なお、297ページの（1目）居宅介護給付費の前年比で13億7938万6千円の減額及び298ページの地域密着型介護サービス給付費の15億4509万8千円の増額については、制度改正により28年度より利用定員18人以下の小規模の通所デイが、地域密着型に移行されたことに伴う増減が主になります。これらの保険給付費につきましては、平成27年度決算見込み額（給付実績）をベースに、介護保険計画における伸び率の予測、施設等の整備状況や制度改正による変更等を勘案し、予算計上をいたしております。

続きまして、地域支援事業につきまして、説明させていただきます。300ページをお願いします。（3款）地域支援事業費（1項）事業管理費1億730万8千円は、主に、地域包括支援センター業務に携わる職員11名分の人件費でございます。

301ページをお願いします。下の段の表から次ページにかけての（3款）地域支援事業費（2項）介護予防事業費の4537万9千円は（1目）一次予防事業費の地域福祉ネットワーク活動推進事業費補助金1622万5千円及び（2目）二次予防事業費の健康づくりデイサービス業務手数料1319万4千円が主なものとなっております。

303ページをお願いします。（3款）地域支援事業費（3項）包括的支援事業・任意事業費の合計2億1823万9千円の主なものは、（1目）総合相談事業費（13節）委託料、平成28年度から新たに設置いたします地域包括支援センター3地区の運営委託料7164万6千円、在宅介護支援センター運営事業委託料4294万1千円及び304ページの（4目）任意事業費（12節）役務費の食の自立支援業務手数料8304万1千円となっております。

続きまして、下段の表になります。（4款）基金積立金として、7496万9千円を計上しています。

以上、歳出の説明を終わります。歳入の説明をさせていただきます。

288ページをお願いします。(1款)保険料は、高齢者人口の伸びに準じて、第1号被保険者数を4万364人と推計し、特別徴収3万2673人、普通徴収7691人で算出し、前年度より6778万2千円、2.58%増の26億8839万9千円としています。

同じく288ページの下段の(3款)国庫支出金(1項)国庫補助金(1目)介護給付費負担金23億5475万2千円から290ページの(5款)県支出金(2項)県補助金(2目)地域支援事業交付金4455万3千円まで、及び(7款)繰入金(1項)一般会計繰入金(1目)介護給付費繰入金から(5目)事務費等繰入金の地域支援事業分までは、歳出の保険給付費に対する介護保険制度の財源負担割合で計上しております。歳出の介護給付費の各対象基本額に説明欄にあります負担率をそれぞれ乗じて算出したものです。

291ページの同じく、(6目)低所得者保険料軽減繰入金4152万4千円につきましては、制度改正により平成27年度から実施されました低所得者の保険料軽減に伴う一般会計からの繰入金になります。具体的には、保険料段階区分1段階の保険料率を基準額の0.50から0.45に引下げた額の差額分を国2分の1・県4分の1・市4分の1で負担するものです。一人当たり3830円の負担額に対象人数1万842人を乗じた額になります。

292ページの(9款)諸収入(3項)雑入(2目)雑入の主なものは、食の自立支援事業利用者負担金4152万円になります。歳出の同様の事業の利用者負担分になります。

引き続き、地域包括支援センター関連の「介護サービス事業勘定予算」について補足説明をいたします。

312ページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書「1.総括」の下の表(歳出)から説明させていただきます。(1款)総務費304万9千円、(2款)事業費9088万4千円、(3款)予備費100万円の合計9493万3千円は、「地域包括支援センター」のケアマネジメント事業に係る人件費、事務費等でございます。事業費において、前年度比較で3269万減額となっておりますが、これは28年度より地域包括支援センターを新たに3カ所設置することに伴う指定介護予防支援業務手数料が減額となったものです。

続いて歳入の説明をさせていただきます。313ページをお願いします。介護サービス事業勘定の主なものは(1款)サービス収入(1項)予防給付費収入(1目)介護予防サービス計画費収入8872万8千円であり、前年比3169万8千円の減額につきましては、地域包括支援センター3カ所の設置に伴う介護予防サービス計画費収入の減によるものです。

また、(2款)繰入金(1項)一般会計繰入金(1目)一般会計繰入金599万5千円につきましては、事務費等繰入金となっております。

以上、簡単ではありますが、「平成28年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び「介護サービス事業勘定予算」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

288ページの介護保険料のことですが、資料のほうに、予算資料の34ページに、介護保険料のその内訳が書かれております。ちょっと不思議だなと言うか、何でかなと思ったんですけども、特別徴収が3万2673人ということで、前年度からしたら1045人減っております。反対に、普通徴収のほうは7691人ということで、前年度3685人からすると、倍以上の人数になっているんですが、この大きな違いというのは何なのか、教えていただきたい。

○介護保険課長

まず、この数字の積算でございますけれども、平成27年の実績値を基に、計画の変動値を乗じまして、28年10月までの人数を算出しております。それから10月から3月までの人数については例年の異動率の平均を乗じて算出しております。普通徴収につきましても同様の算出方法で行っております。全体数としては同じ数になるわけでございますけれども、若

干、今年度につきましては、各段階別の数字を、細かく分析いたしまして、その分で実績値から推計値を算出してこのような結果となっております。

○宮嶋委員

よくわからないんですが、特別徴収というのは、年金から引くということですよね。普通徴収というのは、だから年金生活者でない、無年金の方が大量にいらっしゃるのかなというふうに思ったんですが、そういうことではないんですか。

○介護保険課長

無年金ばかりということをごさいますで、いわゆる特別徴収から普通徴収に変更分も含めたところをごさいます。例えば、年度中途の申告による所得更正とか、あるいは世帯分離の関係とか、あるいは年度中途の生活保護の受給とか、そういったもろもろの要件も含んだところでの算出数字になっておりますので、すべてがそういった無年金といった形ではごさいますので、ご理解をお願いいたします。

○宮嶋委員

何か、この数字から、何か介護保険を納めている方の動きとか、特徴とか、そういうのがないのかなと思ったんですけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 49

再開 10 : 49

委員会を再開いたします。

○介護保険課長

先ほども申しましたけれども、平成27年10月の実績値がございまして、それに推計値をかけたということをごさいます。そういった数字が今回現れてきたものでございまして、実際には、28年の7月に本算定を行いますので、その段階である程度確定していくと。ただ、現状の段階では、そういった推計値の中で推計していくといったことになろうかと思えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

297ページの保険給付費です。先ほど説明をしていただいたんですが、何か法律の改正があつて、小規模云々と言われたんですが、もうちょっとわかりやすく説明していただけないでしょうか。

○介護保険課長

平成26年6月に法律のほうで改正されまして、その中の1つといたしまして、今まで、いわゆる通称デイといったものにつきまして、大規模、普通規模、それから小規模の定員の分につきましては、一括して居宅介護のほうで支出をしておりましてけれども、28年4月からは、その通所デイの小規模18人以下の定員を有するところを事業所については、地域密着型、いわゆる市が指導監督をして、そういった権限のほうに移譲されましたことから、その経費を組み替えたもので、伸び率も換算いたしまして、こちらのほうに組み替えたものでございまして。

○宮嶋委員

いわゆる小規模と言われていた、18人以下の分を居宅介護サービスではなくて、地域密着型に変えたということですね。わかりました。

次に、305ページの地域支援事業費、包括支援事業のところの一番最後に、食の自立支援業務手数料というのがありますが、これは以前からあったのかどうか、ちょっとわからないんですが、中身をちょっと教えてください。

○高齢者支援課長

食の自立支援は前からあります。ずっとあっています。要は安否確認と家族の方がいらっしやらないとかで、食事に不安がある、栄養とかにも不安がある方に対して、安否確認を含めて、配食をしております。

○宮嶋委員

配食サービスのことなんですか、名前がこんな名前だったんですかね。すいません。最後に、305ページの基金積立金です。これもずっと積み立てられているようですが、もともとのこの基金の目的を教えてください。

○介護保険課長

基金の目的等をいたしましては、基金条例がございまして、第1条のほうに介護保険事業の健全な運営に資するためと、基金が設置されております。

○宮嶋委員

健全なということになりますと、どういうときにこれを取り崩すんですか。ずっと、積み立てているわけではないんですよね。

○介護保険課長

先ほども冒頭申し上げましたが、介護保険事業計画は3年に1度計画の見直しがございます。基金の処分ということですが、それにつきまして、保険給付費、または財政安定化基金拠出金の財源などに充てることとされております。したがって、保険給付費、例年でございまして、保険給付が保険料の影響の基礎となりますことから、そういったことで保険料に繰り出すことによりまして、保険料の財源に充てていくというような形で保険料を若干下げるような要因はあろうか思います。

○宮嶋委員

3年に1度、介護保険料の見直しがありますけども、そのときに大幅に上げられるようであれば、出して調整すると、引き下げもできれば行いたいというようなことなのでしょうか。違うと副市長が言っていますが。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:56

再開 10:57

委員会を再開いたします。

○介護保険課長

すいません。説明がちょっと適切ではなかったようですので、再度ご説明いたしますが、先ほども申し上げましたとおり、介護保険は3年に1度の見直しを行います。そのために、先ほど冒頭申し上げましたように、健全な運営を資するために、3年間運営していくわけでございますが、そういった中で、1年目、2年目等に収支が出てくるわけでございますが、それをもとに次期計画においての健全な運営を行うための保険料設定等がございますが、そういったものについての一定の活用を行っていくといったことになろうかと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

介護保険というのは、高齢化が進んで大変な分野であろうとは思いますが、本当に高すぎる保険料、そして介護認定もなかなか厳しくなる中で、本当に皆さんが安心して介護が受けられるというような状況にはなっていないということで、詳しくはまた、述べますけれども、反対

の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第13号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計予算」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 00

再開 11 : 10

委員会を再開いたします。

次に、「議案第14号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第14号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、補足説明をいたします。

予算書の319ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3467万7千円と定めるものでございます。後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入予算の大部分を後期高齢者医療広域連合に納付するシステムになっておりますので、まず歳入のほうからご説明いたします。

323ページをお願いいたします。1款、1項、後期高齢者医療保険料、11億9390万2千円につきましては、本市が徴収いたします保険料で、徴収率を特別徴収100%、普通徴収99.1%、滞納繰越分49.9%を見込んでおります。昨年度と比較いたしますと、9170万2千円の減となっております。これは、本年度の保険料率の改定におきまして、保険料率がマイナス改定となることによるものでございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、市事務費分として、3376万5千円、広域連合事務費分として、県下の全市町村で人口割・高齢者人口割をそれぞれ46.5%、均等割7%の割合で算出された額、3018万3千円をそれぞれ計上いたしております。同じく2目、保険基盤安定繰入金、4億7146万8千円につきましては、保険料を軽減した金額について、県が4分の3、市が4分の1を負担するものを一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。325ページをお願いいたします。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、職員4人分の人件費及び事務費を計上いたしております。

326ページをお願いいたします。同じく、2項、徴収費につきましては、徴収事務に係る通信運搬費等の経費を計上いたしております。2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、先ほどの歳入予算でご説明いたしました、本市が徴収いたします保険料分、一般会計から繰り入れます広域連合事務費分、保険基盤安定負担金分を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。平成28、29年度の保険料率のマイナス改定により、昨年度と比較いたしまして、7051万6千円減の16億9565万7千円を計上いたしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

後期高齢者医療ですが、後期高齢者の人数はふえているんだろうというふうに思うんですが、保険料の改定があったということですが、どの部分がどういうふうに変ったのか、人数的に後期高齢者医療の保険に加入されている高齢者の人数が変わったのか、その辺を含めてお願いします。

○医療保険課長

まず、保険料率の改定についてご説明いたします。平成26年度、27年度の均等割額、これが5万6584円でした。この均等割額が28、29年度で5万6085円、マイナスに499円となっております。また、所得割率、これが26、27年度で11.47%。これが28、29年度では11.17%、0.3ポイントのマイナスというふうになっております。それから、被保険者の数ということでございますが、ちょっと被保険者の数につきましては、今ちょっと手元に数字がございません。申しわけありません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:17

再開 11:18

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

申しわけありません。これは27年9月時点での被保険者数で申し上げます。27年9月時点で被保険者数が1万8180人。これが28年9月のこれは推計値でございます。1万8762人ということで、増加の見込みでございます。

○宮嶋委員

すいません、突然で。保険料は減額になって、それでも人数も減っているのかなと思ったのですが、人数はふえるだろうと、そういう中で、随分引き下げが行われたということですよ。わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

○宮嶋委員

後期高齢者医療特別会計予算、もともと後期高齢者だけを別枠にやって、保険を行うということには共産党は反対しております。ぜひ、国保なり子どもさんの世帯とか、ご夫婦一緒の世帯になるような保険に変えていただきたいということを申し述べて反対とします。

○委員長

ほかに討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第14号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号 平成28年度飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第26号 平成28年度飯塚市立病院事業会計予算」の補足説明をいたします。

別冊の平成28年度飯塚市立病院事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で収益的収入の第1款 病院事業収益を、5億1022万1千円、収益的支出の第1款 病院事業費用を5億8255万2千円と定めております。

第3条で資本的収入及び資本的支出は、ともに2億8638万3千円と定めております。

第4条で企業債の借入の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、第5条で一時借入金の限度額を4億9345万2千円と定めております。

第6条で一般会計から受ける補助金の額を4076万7千円といたしております。

2ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち、収益的収入の第1款 病院事業収益、第1項 医業収益につきましては、公立病院に対する国の財政支援で、交付税措置される金額を一般会計から繰り入れるもので、本年度は、単価の見直しにより、50万円減の2億1424万1千円を計上いたしております。

第2項 医業外収益につきましては、病院事業債償還利息に対する一般会計からの地方交付税措置分と病院事業債の償還利息、合併特例債元利償還分及び建て替え事業に伴う一時借入金利息分の指定管理者からの負担分、長期前受金戻入などで2億2928万円を計上いたしております。

収益的支出のうち、第1款 病院事業費用、第1項 医業費用につきましては、先ほど医業収益で説明いたしました交付税措置分の一般会計交付金の全額を指定管理者に交付する病院管理運営交付金2億1424万1千円と減価償却費2億832万1千円、資産減耗費9116万8千円を計上いたしております。第2項 医業外費用につきましては、病院事業債の償還利息及び建て替えに伴う一時借入金利息分など4793万5千円とその他の経費には、一般会計への合併特例債償還負担金1607万3千円を含む1710万9千円を計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の第1款 資本的収入、第1項 企業債につきましては、建て替え事業に伴う企業債の借入金1億660万円を第2項 出資金につきましては、建て替え事業に伴う合併特例債分の一般会計からの出資金3550万円を計上いたしております。第3項 補助金につきましては、病院事業債元金償還に対する一般会計からの地方交付税措置分3244万7千円を計上しております。第4項 納付金につきましては、病院事業債元金償還等の指定管理者の負担分でございます。

資本的支出の第1款 資本的支出、第1項 建設改良事業費につきましては、継続費の工事管理委託及び建て替え工事費の28年度分になります、1億4217万7千円を計上いたしております。第2項 企業債償還金1億4420万6千円につきましては、病院事業債元金償還金でございます。

なお、3ページに予定キャッシュフロー計算書、4ページに継続費に関する調書、5、6ページに平成28年度の予定貸借対照表、7ページに平成27年度の予定損益計算書、8、9ページに平成27年度の予定貸借対照表、10ページに注記(新)、11ページ以降に平成28年度予算明細書を掲載いたしておりますが、内容については省略させていただきます。

以上で、病院事業会計予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

収入の病院事業収益並びに資本的収入のほうの納付金のほうで、病院事業債並びに合併特例債の償還金、指定管理者負担分の分が計上されております。この分に関しましては、当初の予定どおり返していただいているという理解でよろしいですか。

○健康・スポーツ課長

質問委員が言われますとおり、病院事業収益及び資本的収入のほうには、それぞれ病院事業債、合併特例債等の償還にかかわる病院の負担分が計上されております。それにつきましては、

当初の予定通り、おおよそ65%程度の負担をしていただくようになっております。予定通り償還がされています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論をいたします。

採決いたします。「議案第26号 平成28年度飯塚市立病院事業会計予算」について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第30号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の25ページをお願いいたします。この条例の別表に記載しております飯塚市附属機関に、市の中心的体育施設であります第1体育館の施設整備について調査審議するため、新たに「体育館等施設整備検討委員会」を設置するものです。

以上で、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○佐藤委員

審議会の目的について、もう少し詳しく説明していただきたいんですが、体育館等とありますが、第1体育館のことを指しているのでしょうか、お伺いいたします。

○健康・スポーツ課長

ご質問のとおり、飯塚市の中心的体育施設であります、第1体育館の整備方針について、調査、審議を行うことを大きな目的としております。そのため、委員会では、まずは第1体育館の現状の把握をしていただき、それを踏まえた上で、施設整備の方向性、改修または建て替えの是非等につきまして、協議を行っていただきたいというふうに考えております。さらに、仮に建て替えとの意見がまとまりました場合には、候補地の選定や新しい施設の規模や必要な機能等についても、ご検討していただくことになるかと考えております。

○佐藤委員

ということは、第1体育館を建て替えるのを前提ということではないんですね。さきの6月議会での同僚議員の質問では、建て替えを考えているという答弁をされたと思いますが、いかがでしょうか。

○健康・スポーツ課長

27年6月議会の一般質問におきまして、確かにこの件につきましてご質問がございました。その際、市の考えを問われましたので、現在の第1体育館の現状を踏まえた上で、方針の決定をした段階ではないが、建て替えは有力な選択肢の1つとして考えられるとご答弁をいたしておったところでございます。そういった現状から、市としましては、方針を決定するには、きちんと市民や市民各層の関係者を交えて、第1体育館の現状を確認しながら、施設整備の方向性、改修または建て替えの是非について、ご意見を伺いながら検討を進めた上で、市としまし

ての方向性を決定したいと考え、このたびの検討委員会を設置するという事にいたしましたところでございます。

○佐藤委員

もう一度建て替えの必要性を検証した上で進めるということですか。それは理解できます。しかし、市民や有識者との検討を含めて決定をしていくというほうが、市民や議会にもわかりやすく、いいと思いますので、審議の経過は積極的に市民に知らせていただきたいと思います。では、審議会の構成員はどのように考えてありますか。

○健康・スポーツ課長

お尋ねの委員構成でございますが、まだ最終決定ではございませんが、有識者、住民の代表の方、それから市民各層からの利用者の方、それに市民公募によりまして、合計で17名から18名程度の委員の構成を現在検討しております。

○佐藤委員

有識者も必要でしょうが、広く市民の方が利用する施設ですから、市民の声が反映できるよう配慮をお願いいたします。代表質問でも触れましたが、賢く使う施設と新しくつくる施設があると思います。飯塚市では、新しくつくる施設というのはそんなに多くないでしょう。そんな数少ない新しくつくる施設となる可能性がある飯塚市のメインの体育館のことですから、市内の利用者だけではなく、市外や県大会といった大きな会やイベントができるような施設にしていきたいと考えております。3年ほど前に高校総体がありました、全国大会規模の大会があると何万人という人が飯塚に来るわけです。そういった市街から多くの人をスポーツで集める方法もあるでしょう。そういった面から立地には交通の便がいいことも条件になると考えております。この際ですので、立派な大きなスタンドを持つ施設にすることや、そのほかのスポーツ施設を併設することなど、周辺環境を含めて整備することは考えておられますか、どうでしょうか。

○健康・スポーツ課長

質問議員が言われますとおり、スポーツによる市の活性化、スポーツによるまちづくり等、いろいろな視点から体育施設の存在意義はあるものと考えております。現状では、質問委員が引用されました、賢く使うか、新しくつくるかから検討することになります。そういった現状でございますので、どのような形になるかわかりませんが、現実的な問題としての財政的な制約はあるといたしましても、新しい体育館の姿を想像するだけで、非常に期待を抱かせるものがあるかと思っております。そのような施設であると認識しておりますので、できる限り、市民の方が納得していただける施設となるよう、整備を行っていきたいと考えております。そういった意味からも、この委員会では今後の飯塚市のメインのスポーツ施設となる施設のあり方について、広くご意見をちょうだいしたいと考えております。

○佐藤委員

同僚議員とよく話しますけれども、飯塚市には夢がないと。夢が欲しいと考えております。夢がある施設を打ち出してください。新しくつくる施設になるとしたら、できれば周辺環境も含めた総合運動公園のような施設になってほしいと思いますので、ぜひとも検討お願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

私が用意していた質問をほとんど全部されたんですけど、一番最初に言われた体育館等という、等が入っているところが何なのかなというのがものすごく気になるんですけど。

○健康・スポーツ課長

先ほど言いましたように、メインとなるのは、第1体育館というふうに考えておりますが、

それに附属する現在でも第2体育館とかがございますし、老朽化した施設がほかがございますので、そういったところも含めた中で検討するケースもあるかというふうに思っております。

○宮嶋委員

第1体育館の建て替えが終われば、この条例がなくなるということではないということですか。

○健康・スポーツ課長

総合管理計画のほうで打ち出されております、公共施設のあり方についても、今後検討していくようになっておりますので、基本的には今回の委員会では、第1体育館をメインに、中心にして検討していただくということになります。

○宮嶋委員

最後に要望ですけれども、こういう検討委員会をつくると、どうしてもできあがってしまってから、住民に説明して、これでいきますよというのが多いので、先ほどもいろんな方のご意見をとられていましたので、ぜひやっぱり、いろんな方が利用されると思いますので、そういう方達の意見がきちんと集約されるような体制を、ぜひ検討委員会だけではなくて、つくっていただきたいということを要望して、終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第30号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第38号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」を議題いたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第38号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書56ページ並びに57ページ資料の新旧対照表をお願いします。飯塚本町東地区整備事業において建設中の(仮称)子育てプラザの平成28年9月完成予定に伴い、現在、飯塚13番23号にある「街なか子育て広場」を同年10月1日から同プラザに移転し、あわせて飯塚子育て支援センターを「街なか子育て広場」に統合するため、「飯塚市子育て支援センター条例」別表より飯塚子育て支援センターを削除し、「街なか子育て広場」の位置を本町11番10号に改めるものです。

以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

難しいんですけど、街なか子育て広場を子育てプラザに変えると。この表の中では、やっぱり街なか子育て広場になっていますよね。プラザというのは大きな建物で、中身は街なか子育て広場という名前なのか、何か名前がいろいろあって難しいんですが、その辺の理解はどういうふうにしたらいいでしょうか。

○子育て支援課長

現在、子育てプラザは仮称となっておりますが、今回街なか子育て広場という名称に統一するものでございます。

○宮嶋委員

それと、飯塚子育て支援センターを廃止するというふうに言われました。この子育て支援センターを廃止する理由をお尋ねします。

○子育て支援課長

現在、この仮称子育てプラザは、中心市街地活性化事業の中で、中心的な施設というふうに位置づけられております。このため、この中活事業を成功に導くためには、できるだけ多くの利用者の方が、この新しく生まれ変わります、街なか子育て広場のほうに集まっていたきたいというような形で、この中活事業に積極的に協力、支援するために統合をするものでございます。

○宮嶋委員

いま飯塚子育て支援センター、これの利用者数、それと街なか子育て広場、これの利用者数はどのくらいになりますか。

○子育て支援課長

直近の2月の例で言いますと、飯塚の支援センターは、359名の利用者がいらっしゃいます。一方、街なか子育て広場につきましては、これは2月のデータで言いますと、1647名の利用者がございました。

○宮嶋委員

これを統合すると、一度にこれだけの人数が集まるわけではありませんけども、なにか巨大な、ものすごい人数になるんじゃないかなと思いますけれど、約2千名ですよ、あわせると。こういうのが、どれだけ場所が広いとしても、こういう子育て広場の役割をいろいろ考えると、こういう巨大なものを街の真ん中につくって、果たして安全性だとか、もしなにか、アーケードはいま取り払われているんですか、そういう中で、2階ですから、水害の心配もありませんよと言われるのかもしれないけれども、そういう火災だとか、水害だとかいうのが、今まで何度か起こっておるような地域ですけれども、その辺の子どもの安全とかを考えると、こういう巨大なものにする必要はないんじゃないかなと思いますが、その辺をお尋ねします。

○子育て支援課長

先ほどの数字は、月間の数字でございまして、1日当たりで直しますと、それぞれ20名以下と80数名程度、合わせて100名前後というように考えられます。新しい街なか子育て広場につきましては、面積で言いますと、現在の約1.5倍に大きくなりまして、また利用者についても、それにふさわしい人数がやっぱり見込まれるというふうに考えております。

○佐藤委員

今の説明によりますと、中心拠点に持ってくると、中活のために、中心拠点に持ってくるといような答弁に聞こえたんですけども、子育てと中活は別でしょう。やはりその辺の説明は、それが理由だったら、ぼくは納得できませんけども、いかがですか。

○子育て支援課長

現在、この子育て支援センターは4カ所ございまして、ひろばと合わせれば、5カ所あるわけでございますけど、現在もこの街なか子育てひろばにおります、正職員2人を中心に、4カ所の支援センターが共通の事業や、共同して行うイベントなんかを計画してやっているわけでございます。したがって、今後につきましても、この3カ所、10月からは3カ所に支援センターなるわけでございますけども、この3カ所と、街なかひろばと一体となりまして、より効率的な支援を、子育て支援をやっていこうと考えております。

○佐藤委員

中活のため、中心市街地活性化のためというのは、消されるわけですか。いかがですか。これね、課長、穂波にあったんですよ。それから菰田に行って、こっちに来ているんですよ。やっぱり穂波の人たちから聞いたら、中心市街地活性化のために、この子育て支援センターをこっちに移動したと言ったら、それは納得できないですよ。経過も含めて、きちんと答弁してください。

○子育て支援課長

これはかつて、穂波のほうにあったということは十分承知いたしております。今回子育て支援センターといたしまして、このひろばには、飯塚地区及び穂波地区合わせて、利用者の方については穂波と飯塚を合わせたところの利用者をもくろみとしては、子育てひろばのほうに来ていただくというような考えでおります。

○佐藤委員

質問に答えていただいているんですけども、中心市街地活性化を目的としたということは、言い直されるんですか。

○こども・健康部長

今回の子育てプラザ、現在仮称でございますが、きょう現在、東町でございますところを、まずは火災の跡地に建物を新しく建てて移転をする。そこは当然焼け跡の中でございますので、そこにたくさんの子育てに悩む母親だとか、いろんな方が来ていただくというのを当然第一義的な目的といたしております。ただ、場所が先ほどから言いますように、中心市街地の中でございますので、そういった側面もあると、第一義的には当然子育ての相談窓口あるいは、ひろばとしての機能を一層の充実ということでございますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

○佐藤委員

側面もあるということですね。それと再度確認しますけれども、筑穂、庄内、穎田、街なか、それぞれで子育てセンターとして運営されていくわけですよ。今さっきの答弁によると、何かここだけ一極集中でいたいような答弁に聞こえましたんで、それぞれで子育てをきちんと支援していくということでしょうか。

○子育て支援課長

それぞれの地域で引き続き、今まで同様子育て支援を行う予定でございます。

○佐藤委員

そしたら、最後に要望しときますけども、やはり穂波がなくなったということから、穂波の方もここにきていただく体制づくり、オープンしてからでもいいですからね、やっぱりその辺の実情も把握しながら、努めていただきたいことを要望しときます。

○宮嶋委員

ちょっともう1つ疑問なのが、ほかのところは子育て支援センターで、ここだけ何で、子育てひろばという名前になるのか。意味合いが違ってくるのかどうかをお聞きします。

○子育て支援課長

1つは、役割が他の支援センターと比べまして、規模も大きく、不特定多数の方がたくさん来られるということがございます。どちらかと言いますと、地域にございます子育て支援センターについては、地域密着と言いますか、地元の方々が多く利用されることを想定しての運営を考えております。一方、街なかひろばにつきましては、支援センターを利用されている方もたくさん今お見えになっておりますけど、より規模の大きいところで、何と言いますか、中核的な役割を果たすというような意図で運営をしているところでございます。

○宮嶋委員

名前を変える必要があるのかどうかわかりませんが、規模が違うということですね。それからまた蒸し返してと言われるかもしれませんが、もともと子育て支援センターは1市

4町に1つずつつくるといのがもともとの約束だったんですね。先ほど佐藤委員が言われたように、枝国にあった子育て支援センターがなくなって、東町に行ったという経緯があります。今後楽市、平恒保育所の建て替え問題、また合併することなんでしょうけど、そこから辺で動きが出てくると思うんですが、穂波に子育て支援センターをつくるという考えが今後あるのかないのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

現在のところは、この10月以降につきましては、1ひろば、3支援センターという形でいく予定でございます。事後につきましては、また、こども会議等もございますことから、中間年度であります現在の子育て支援事業計画については、平成29年度に中間見直しを予定しておりますけれども、そこでの課題等になるかもしれないというふうには考えております。

○宮嶋委員

穂波は旧飯塚市に隣接しているとは言え、自治体としては大きい、大規模な町だったわけで、そこに子どもたちもたくさんいるわけですから、ぜひそういう保育所づくりの計画もあることですし、ぜひ一極にやっぱり、子どもたちが、小さい子どもたち親子で一極に集中してくるということでは、やっぱり本当何かあったときは大変なことになるので、ぜひ、そういう意味では、穂波にという部分についても、検討課題としていただきたいということを申し述べて終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

先ほどから述べておりますように、やっぱりいろんな地域で子育てをされているわけですので、大きな人数が街なかとは言え、皆さん便利がいいという部分もあるかもしれませんが、一極集中ではなくて、こういう飯塚の子育て支援センターを廃止することにも反対ですし、一極集中ということでは、反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○江口委員

本条例については、賛成をいたしますが、ただ、この飯塚子育て支援センター並びに街なか子育てひろばができる際に関しましては、私は、その点については反対をしたものであります。もともと穂波にあった支援センター、1市4町にきちんとあったわけですね。それを穂波にあった分を菰田に持ってきて、そして街なかというね、旧飯塚からしてみれば、近いところ点、サービス拠点があったんですね。そうするのではなくて、穂波枝国を廃止するのであれば、同じ穂波の中で、例えば、若菜にあります保健福祉総合センターであるとか、支所ですね、並びに公民館等々スペース的に余裕がある部分は十分ある、そちらのほうに設置すべきだというお話をさせていただきました。今後、今のところは1プラス3でやっていきたいというお話でございますが、もともとの経緯等を踏まえ、しっかりと考え直していただきたい。やっぱり、総合戦略を見ても、子どもを産み育てやすいまちをつくりたいというわけでしょう。であるならば、やはりそれに相応した計画にすべきだと思っております。その点について、十分な検討を求めたいと思っております。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第38号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第39号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第39号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の58ページをお願いいたします。今回の改正は、本年10月から「福岡県乳幼児医療費支給制度」が改正されることに伴い、子どもの医療費に係る助成対象年齢の拡大等を行うものでございます。

主な内容といたしましては、外来に係る医療費の助成対象を「小学校第3学年修了前」から「小学校第6学年修了前」までに、入院に係る医療費の助成対象を「中学校第3学年修了前」から「18歳に達する年度末」までにそれぞれ拡大するとともに、小学生の外来に係る自己負担の限度額を「1月1200円」に改めるものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたします。議案書の59ページをお願いいたします。第2条第1項第1号イにおきまして「9歳」を「12歳」に改め、同じくウにおきまして「9歳」を「12歳」に、「15歳」を「18歳」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第4条第1項第2号におきまして、「600円」を「1200円」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成28年10月1日といたしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○佐藤委員

お尋ねいたします。今回の子ども医療費助成制度の改正は、県の改正制度に伴うものとのことですが、県の改正内容はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○医療保険課長

福岡県の現行制度でまずご説明いたします。現行制度では、支給対象年齢は、通院、入院とも小学校就学前まで、自己負担は3歳未満は通院入院とも無料、3歳から就学前までは通院で1カ月の上限が600円、入院では1日500円で月7日が限度となっております。また、3歳未満につきましては、通院入院とも所得制限はございませんが、3歳以上につきましては、児童手当に準拠した所得制限が設けられております。これを本年10月から、対象年齢を通院入院とも小学校6年生まで拡大し、自己負担につきましては、3歳未満は通院入院とも無料でございますが、3歳から就学前までの通院に関わる1カ月の上限額を600円から800円に、また、小学生につきましては、1カ月の上限を1200円というふうに改正されようとしております。また、入院につきましては、3歳以上は1日500円で月7日の限度とされておまして、3歳以上につきましては、通院入院とも児童手当に準拠した所得制限が設けられようとしております。これは現行制度と同じでございます。なお、対象年齢を小学生まで引き上げることに伴い、制度の名称を乳幼児医療費支給制度から子ども医療費支給制度に改称されることとなっております。

○佐藤委員

県の制度改正にあわせて、本市の助成制度を改正するとの理由は何でしょうか。県が制度を

拡充することで、本市にとって何かメリットがあるのか、お伺いいたします。

○医療保険課長

子ども医療費助成制度は、県の補助事業であるため、県の制度にのっとった事業費分につきましては、その2分の1が補助対象となりますが、市独自の助成事業分につきましては、補助の対象外となっております。これまでは本市の独自助成分であり、小学校1年生から3年生までの外来診療、また、小学校1年生から中学校3年生までの入院診療にかかる事業費分につきましては、すべて市の負担でございましたが、今回の県制度の改正によりまして、これまで補助の対象外となっております、小学生の入院外来診療にかかる事業費につきましても、補助の対象となり、市の財政負担が軽くなるということからこの財源を活用し、助成の対象年齢拡大等を行うものでございます。

○佐藤委員

外来や入院診療の対象年齢が拡大されるということは、子育ての家庭にとっては非常に嬉しいことだと思いますが、今回小学生の外来診療にかかわる自己負担の限度額について、600円から1200円に引き上げた理由は为什么呢、お伺いいたします。

○医療保険課長

先の代表質問でも部長がご答弁いたしておりますが、県はこの制度の見直しにあたり、将来にわたり持続可能な制度とするため、これまでどおり所得制限を設けました上で、児童の自己負担額の上限を外来診療で月額1200円、入院診療で月額3500円とする一方で、3歳から就学前の乳幼児に関わります外来診療の自己負担額につきましては、現行の月額600円から800円に引き上げようとしております。本市といたしましても、限られた財源の中で安定的な制度運営を行う必要があるということから、未就学時につきましては、外来、入院診療ともこれまでどおり自己負担なしとする一方で、小学生の外来診療にかかわる自己負担額の上限につきましては、県にあわせ、見直しをさせていただこうとしております。あわせて、対象年齢につきましては、外来診療では小学校6年生まで、医療費の負担がより重い入院診療では高校生世代まで拡大をさせていただいたところでございます。子ども医療費助成制度につきましては、あくまでも子育て支援施策の1つであるということと、限られた財源の中で将来にわたり持続可能な制度にしたいということでの今回の改正でございます。

○佐藤委員

小学生の外来診療にかかわる自己負担の限度額については、本市は福岡県の制度改正にあわせているということですが、本会議でも出ましたけども、近隣の嘉麻市、桂川町の状況をお伺いいたします。

○医療保険課長

嘉麻市では、本年1月から外来、入院診療とも対象年齢を中学校3年生までとしまして、外来、入院診療とも自己負担なしとされております。また、桂川町では、本市と同様本年10月から、対象年齢を外来診療につきましては、小学校6年生まで、入院診療につきましては、高校生世代までと、また自己負担につきましては、外来診療では未就学児は本市と同様自己負担なし、小学生につきましては、月額600円を上限、また入院診療では、本市と同様未就学児につきましては、自己負担なし、小学生から高校生世代は、月額3500円を上限にされるというふうに聞いております。なお、嘉麻市、桂川町とも本市と同様所得制限は設けてありませんが、対象年齢や自己負担が異なっているというのが現状でございます。

○佐藤委員

ここなんですよね、ここがみんないいところばかり聞いて、ちょっといろいろな意見が出ているんですけども、子ども医療費助成制度をめぐる全国的な動きはどうなっているのか、お伺いいたします。

○医療保険課長

子ども医療費の助成制度につきましては、所得制限や対象年齢、それから自己負担のあり方等、違いはありますものの、全国のすべての自治体において実施がされておりまして、助成制度をめぐりましては、年々制度拡充の自治体間競争の色合いが増しているというふうに言われております。このような状況の中、全国知事会、全国市長会、全国町村会のいわゆる地方3団体は、子ども医療費の助成制度については、全自治体が実施している現状を踏まえ、人口減少社会への対策として、本来、国が実施すべきだということで、国の責任で子ども医療費助成制度の創設、それから、子ども医療費の独自助成に対する国保の国庫負担金減額調整、これについては少子化対策に逆行するというので、この減額調整措置の廃止等を国に要望しているところでございます。こうした状況を踏まえ、国におきましては、昨年9月から、子ども医療費の在り方や国庫負担金の減額調整措置等につきまして、子どもの医療制度のあり方等に関する検討会において、検討が行われており、今年度中にも結論を出すというふうに言われております。

○佐藤委員

対象年齢や自己負担額というのは、各自治体で異なっているというのは当然だと思っておりますけれども、同じ生活圏で、同じ医療圏でもある2市1町で内容が異なるというのは決して好ましいとは言えないと思っております。ただ、各自治体の財政状況や子育て支援策への考え方の違いがあるということも理解しておりますので、ある意味やむを得ないのかなとも思います。そもそも、県が外来診療の自己負担額を月額800円や1200円に引き上げた理由は何なのか、お伺いいたします。

○医療保険課長

県としましては、将来にわたり持続可能な制度とし、安定的な制度運営を行うため、全国平均、これは平成27年4月時点でございますが、全国平均で1284円、これよりも低額な自己負担、現在月額600円ですが、これの見直し等を行い、市町村及び県の財政負担にも配慮をしたとのことでございます。その中で、現行の3歳から就学前までの外来診療にかかわる自己負担額の月額600円につきましては、診療報酬の時間内初診料見合いで設定されていたようにございますが、今回の改正では、初診料単価の引き上げ、時間内、時間外、それから夜間等の初診料を受診割合で反映させました、月額800円に引き上げたとのことでございます。また、小学生の外来にかかわる自己負担額の1200円につきましては、就学前の自己負担額800円に、就学前、就学後の医療保険の自己負担割合、いわゆる就学前は2割でございますが、就学後は3割となります。これの1.5倍ということで1200円に設定をされております。

○佐藤委員

先ほど、子どもの医療費助成制度は、県の補助事業でもあると言われておりましたが、小学校の自己負担額について、県の自己負担額1200円にあわせないと、何か不利になったりするのかな、お伺いいたします。

○医療保険課長

県の補助金につきましては、あくまでも県の制度に沿って事業を実施し、それに要した額、いわゆる補助基本額といいますけれども、これの2分の1となっております。小学生の外来診療分でございますと、例えば医療費が1万円だったとしますと、その3割の3千円が患者の一部負担金となりますが、子ども医療費助成制度での自己負担額は、月額1200円でありますので、残りの1800円が公費での負担となります。この市が負担します1800円のうち、2分の1の900円が県補助金として交付されるため、市の負担額は残りの900円ということになります。また、仮に自己負担額を600円としますと、県の自己負担額1200円との差額の600円は、市が負担することとなり、この場合市の負担総額は1500円ということで、財政負担がふえることとなります。確かに小学生を抱える家庭にとりましては、負担がふ

えるということにはなりますが、県の自己負担額にあわせることで生まれます財源を活用して、対象年齢の小学校6年生までの拡大とあわせまして、いったん医療機関にかかると、相当高額な医療費となります入院診療の対象を高校生世代まで拡大したところでございます。なお、未就学児につきましては、就学児童よりも医療機関への受診の頻度が高く、また、未就学児を抱える子育て家庭におきましては、保育料の負担など、より負担が大きいということも踏まえまして、未就学児の自己負担額は引き続き無料というような形をとっております。

○佐藤委員

ただいま言われました、小学生世代より未就学児のほうが受診の頻度が高いとか、入院診療では特に高額な医療費がかかると言われてはいますけれども、具体的に説明していただけますか。

○医療保険課長

子ども医療費として、公費の請求がありました平成26年2月から27年1月診療分の実績で見ますと、未就学児の外来診療にかかる総件数、これはレセプト件数でございますが、約13万7千件、小学校1年生から3年生では約3万5千件ございまして、これを単純に2倍しまして、6年生までの件数としますと、約7万件ということで、未就学児の外来診療にかかわる件数は、小学生の約2倍というふうになっております。また、入院診療にかかわる医療費に関しましては、1件あたりの一部負担金相当額で比較いたしますと、未就学児の外来診療では約1600円、これに対し未就学児の入院診療では、約8万円。小学校1年生から3年生の外来診療では約1200円。入院診療では約11万4千円となっております、当然のことながら、外来よりも入院診療にかかる医療費の方がかなり高額となっております。

○佐藤委員

外来診療にかかわる自己負担金の限度額等について、県下の市町村はどのように改正される予定なのか、状況を把握してあるのか、お伺いいたします。

○医療保険課長

本年1月時点での県の調査結果では、県下28市中、本市を含む16市が小学生の外来診療にかかわる自己負担の限度額を月額1200円に改正する予定となっております。また本市では、3歳から就学前までの外来診療の自己負担はなしとしておりますが、県下、これは28市中ですが、11市が月額600円に、また、6市が県にあわせて月額800円にするということもございます。なお、入院診療にかかわる助成の対象年齢を18歳の年度末までとしている自治体としましては、現在では1市1町でございますが、今回の改正の予定では本市を含みまして、2市2町となる予定でございます。このように多くの自治体におきましても、限られた財源の中で将来にわたり持続可能な制度としまして、安定的な制度運営を行うため、県の制度改正にあわせ、対象年齢それから自己負担額等の見直しを行おうとしているのが現状でございます。

○佐藤委員

多くの自治体では、一定の財源確保という点に配慮しながら、自己負担額の引き上げ等を行っているということだと思いますが、今回の制度改正に伴い、事業費やその財源等は改正前と比べてどのようになるのか。また、仮に小学生の外来診療の自己負担額を月額600円にした場合と完全に無料とした場合では、市の財政負担はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○医療保険課長

現行制度、小1から小3の自己負担月額600円では、この場合では平成27年度決算ベースで試算しますと、総事業費で約3億5千万円。この財源としまして県補助金が、約1億1千万円。一般財源が約2億4千万円となっております。これに対しまして、今回の制度改正によりまして、年間の総事業費は約4500万円増の3億9500万円。この財源としまして、県補助金が約6千万円増の1億7千万円、一般財源が約1500万円減の2億2500万円とな

ります。市の財政負担としましては、1500万円程度軽くなるという計算ではございますが、これにつきましては、一度インフルエンザ等の流行病が蔓延したりしますと、一挙に医業費は増高をいたしますので、そういうことによりまして、市の負担額につきましても、大きな影響がでてまいります。また、仮に外来診療の自己負担額を小学校6年生まで月額600円に据え置いた場合でございますが、県補助金の額としては変わりませんが、一般財源で約2500万円増の2億5千万円となります。また、小学生の外来診療の自己負担額を完全無料とした場合では、同じく県の補助金の額は変わりませんが、一般財源で約5千万円増の2億7500万円となります。このように月額600円に据え置いた場合、年間約2500万円の増、完全無料とした場合は年間約5千万円の増ということになりますが、自己負担の設定によっては、全体で年間で約2億5千万円から2億8千万円という大きな財政負担を毎年負うということになります。

○佐藤委員

小学生の外来診療にかかわる自己負担額の引き上げで、子育て家庭にとっては負担がふえることになるのかと思いますが、いかがお考えですか。

○医療保険課長

今回県の負担額にあわせ、月額1200円を上限とすることにより生まれます財源を活用して、外来診療で小学校6年生まで、入院診療で高校生世代まで対象年齢を引き上げておりますが、小学生の外来診療でいえば、例えば、医療費が1万円だったとしますと、その3割の3千円が患者の一部負担金となります。これについて、小学校1年生から3年生までの児童をお持ちの家庭では、これまで自己負担額が600円でよかったものが1200円となり、確かに負担はふえることとなりますが、これまでは、助成の対象外でありました小学校4年生から6年生までの児童を持つご家庭にとりましては、これまで3千円の負担であったものが、1200円で済むことになり、外来診療につきましては、小学校6年生まで切れ目のない支援ができるということで、子育て世代の負担の軽減がより図られるものと考えております。また、高額な医療費となります入院診療の対象も高校生世代まで拡大しており、全体として見れば、それ相当の負担軽減につながるものと考えております。先ほどから申し上げておりますように、本市といたしましては、限られた財源の中で安定的な制度運営を行う必要があることから、未就学児につきましては、外来、入院診療ともこれまでどおり自己負担なしとする一方で、小学生の外来診療につきましては、県にあわせ、自己負担額の見直しをさせていただいております。子ども医療費助成制度につきましては、あくまでも子育て支援施策の1つでありますし、限られた財源の中で将来にわたり持続可能な制度にしたいということでの今回の改正でございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○佐藤委員

るる説明していただきましたが、嘉麻市が無料化になったということで、子育て世代の保護者の方々から飯塚市も無料にしてくれとの意見を多く聞きます。県にあわせての改正ということですけども、子どもが産み育てやすいまちづくりを目指している本市なら本会議でも指摘されましたように、保育士さんの確保、先ほども子育て支援等々出ていましたけども、総合的に子育て環境の改善に努めていただくよう要望して、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

いま詳しく説明がありましたけれども、小学校1年生から3年生までが600円、共産党としては自己負担金はなくせという方向でいってまいりましたけれども、600円が1200円になると、治療費が先ほど外来で1200円だとかいうふうなことを言われましたけれども、例えばですね、小児科にかかって、耳鼻科にかかって、歯科にかかって、3つかかればこれは

それぞれで、1200円払わないといけないんですか。

○医療保険課長

本市のこの助成制度では、1医療機関ごとにただいま申し上げました負担金を払っていただくというふうになっております。

○宮嶋委員

子どもは風邪をひくと耳鼻科もとかいうのもありますから、2つかけ持ちで病院に連れていけないといけないというようなことも多々あると思うんですよね。その中で600円が1200円になって、2400円になるというようなことになって、本当に子育てしてある世代にとっては、大変な負担になるというふうに思います。いっぱい聞きたかったんですけど、佐藤委員が聞かれたんで、例えば1年生から3年生までの一部負担金600円を1200円にすることで、医療費として払わなく済む金額は年間幾らなるのか、教えてください。

○医療保険課長

いま言われますのは、いわゆる患者の負担額が600円の場合と1200円にしたときの患者の負担がどれだけになるかということだと思いますけれども、平成26年2月から27年1月診療分にかかわる小学校1年生から3年生までの自己負担の総額でございますが、月額600円の場合で約1400万円。それから1200円にした場合で約2200万円程度になるのではないかとこのように考えております。それから、今小学校1年生から3年生までということで申し上げましたけれど、小学校6年生までの患者負担額ということにつきましては、現在実績がございませんので、正確な数字等は出ませんが、高学年になればなるほど、一般的に医療機関への受診率が低くなる傾向がございます。このため、今申し上げました金額が単純に6年生までとしたとして、単純に2倍というふうにならないと考えております。

○宮嶋委員

わかりました。ここまできて、そもそも論を言うかなという気もしますけれども、そもそも子ども医療費助成を始められた目的というのは何なのか、福岡県が2歳までとか、3歳までしかやってなかった時期から、それぞれの自治体が工夫をして、医療費の無料化になかなかなくて、助成ということでやってきましたけれども、この目的がもともと何なのかというのをもう一度考え直していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○医療保険課長

この制度が設けられたそもそもの理由と申しますか、これは当然のことながら、子育て家庭の経済的な負担の軽減といったこと、いわゆる少子化対策なり子育て支援対策として制度が設けられたものと考えております。

○宮嶋委員

3年、3年ぐらいですけれども、工夫をしながらやっここまで、小学校3年生まで、小学校6年生までということで、いろんな工夫しながら伸ばしてこられたんですよね。この一所懸命がんばってこられたことに対しては、私はもう本当に評価したいと思いますし、やっぱり子どもが小さいときは、先ほどから言われていますように、本当に当然熱を出して、なんでそうなのかわからないし、泣くだけでどういう痛みなのかわからないということで、親御さんも不安になって、ただ医療費のことを考えるとためらったりという場面もある。そんな中で、やっぱり子育て支援、子育て家庭の応援ということで、続けてこられたと思うんですよね。ぜひ、この間子どもの医療費助成をやることで、とんでもない話なんですけども、国からペナルティをとられて、いまだに1億数百万円かのお金が、子ども医療費だけではないんでしょうけれども、引かれている。そういう中でもやっぱり工夫をしてもっと出せ、もっと出せとってききましたけども、そういう工夫をされてやってきてある。ここにきて、小学校1年生から特に負担金は私はなくすべきだと思いますけれど、これが600円そのままだったら、引き上げられたことで、多いに恩恵をこうむる人もいるし、助かる方もいらっしゃるから、賛成なんですけど

も、この小学校1年生から3年生に限定すると値上げなんですよね。やっぱり、その辺のところまで考えて、せつかく応援するんでしたら、一部負担金はなくす。せめて今の600円で収めておくという方策がいったんじゃないかなと思います。その辺の、先ほども言われましたけれども、県が助成することで、2500万円とか5千万円の増なんですよね。何とか工夫すれば、やれるんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○医療保険課長

先ほどもお答えいたしましたように、この子ども医療費助成制度につきましては、あくまでも子育て支援施策の1つということでございますし、今回の改正で、小1から小3につきましては、600円から1200円になりますけれども、今回小学校6年生まで外来診療の対象を拡大しております。小学校3年生のお子さんが今までは4年生になったら、3割負担、すべて負担をしていたものが、それが1200円の負担で済むというふうなことにしております。切れ目のない支援ということで改正しておりますので、その点でご理解をいただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

せつかくの医療費助成の拡充ということですが、先ほども言われましたように、小学校1年生から3年生の間は本当に病気をします。だから医療費がずいぶん4年から6年の学年よりもうんとかかるんですと言われました。そういう中で、やはり子どもが本当に病気をする期間ですから、ここの期間について、一部負担金が、保護者の手出しが倍になるということについては承服しかねますので、反対とさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第39号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第53号 専決処分の承認(平成27年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○こども育成課長

議案第53号 専決処分の承認 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)についての説明をいたします。概要を説明し、補正予算の説明をいたします。資料の低所得の高齢者向けの年金受給者等支援臨時福祉給付金の支給についてをお願いします。

事業の正式名称は、「低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」です。

目的は、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい低年金受給者への支援、高齢者世帯の年金を含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけになることを踏まえ、年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施するものです。

支給要件は、真ん中の表の①の分の低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の分です。②と③は、9月申請受付となりますので、28年度当初予算に計上しております。

基準日は、平成27年1月1日で、27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、28年度に65歳以上とされる低所得の年金生活者の方です。

給付金は、1人3万円です。対象者は、約1万7千人となります。申請受付は、平成28年4月25日から7月29日までです。申請書を該当者に送付いたします。受付体制は、本庁、支所の受付は、26、27年度の臨時福祉給付金と同じように行います。本庁、穂波は約2カ月間、筑穂、潁田、庄内は、1カ月間の専用窓口を設置し、それ以降は通常窓口で受付を行います。

専決予算の説明をいたします。1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3997万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ685億3093万1千円となります。

歳出から説明します。5ページをお願いします。3款、民生費、1項、社会福祉費、6目、臨時福祉給付費です。臨時賃金、臨時職員共済費ですが、2名分を計上しております。消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、口座振込手数料、それと臨時福祉給付金支給業務委託料として1594万9千円を計上しています。システム改造委託料として、431万円、複写機借上料、電算機器借上料、ひとり3万円での給付金、1万7千人分を計上しています。

歳入はについてご説明します。3ページをお願いします。15款国庫支出金として年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金5億1千万円、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事務費補助金2997万円、あわせて、5億3997万円となっております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○江口委員

せっかくなんで、資料のほうでは、平成27年度、今年度の補正予算の分とあわせて、28年度簡素な給付措置等々が入っております。総事業費としてはどの程度になりますか。

○こども育成課長

平成28年度の臨時福祉給付金は、2億849万9千円を計上しておりますので、それをプラスしましたら、7億4847万5千円になります。

○江口委員

何とも、うーんと考えるような事業ではあるんですが、事務費、今回の補正の分で、事務費等を計上されておりますが、これはすべて国庫負担というふうな理解でよいのかどうか。お聞かせいただけますか。

○こども育成課長

10分の10の国庫負担です。

○江口委員

ちょっと外れるかもしれませんが、平成28年度についても同様でしょうか。

○こども育成課長

同様です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

この議案に対しては賛成です。ただ、高齢者や青年、若い母子家庭、こういうところも貧困問題は深刻になっている中で、なぜ今、高齢者だけに3万円の臨時給付金を参議院選挙前に配るのかなという疑問が多くの方から出ています。やっぱりこういう小手先のことで事務経費使って、むだなお金ですよ。お金を配らないで、もともと消費税とか上げないで、年金も

下げなければ生活できるわけだから、わざわざ3万円のお金使って配る必要なかったというふうに思うんです。それを飯塚市の中で言っても答弁はできないと思うんですが、そういうことで、甚だ疑問ではありますが、当面、低所得者の方々の生活を支えるという側面がありますので、賛成を、賛成というよりもまあ、認めさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第53号 専決処分の承認(平成27年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号))」については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 12 : 39

再開 13 : 40

委員会を再開いたします。

執行部より、先ほどの「議案第53号 専決処分の承認(平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第5号))」についての発言の対しての一部訂正がありますので、お受けいたします。

○こども育成課長

先ほどの答弁の中で、国庫補助金10分の10というふうに言っておりましたけども、その中に職員の賃金、人件費ですね、その分は申し訳ありません、含まれておりませんので、訂正してお詫びいたします。

○委員長

訂正事項でありますので、ご了承願います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について、報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市ウォーキングコース100選マップについて」、報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

「飯塚市ウォーキングコース100選マップについて」、報告いたします。

飯塚市では「健幸都市いづか」の実現を目指して、市民の皆さんの健康長寿・健康寿命の延伸に向けて、体力年齢の若返り、生活習慣病の予防などの健幸づくり事業を展開するとともに、市民の皆さん誰もが気軽にできるウォーキングの普及を行っているところです。

今回、その一環として取り組みを行ってまいりました「ウォーキングコース100選マップ」の原案が完成しましたので、ご報告いたします。

完成品については、3月15日から全戸配布し、市民の皆さんにお届けを予定しております。そのため、資料は原稿のコピーをお配りしております。「ウォーキングコース100選マップ」は、健幸都市いづかの取り組みとして、市民の皆さんに身近に取り組みするウォーキングの普及促進を広く発信し、生活習慣にウォーキングを取り入れていただき、個々の運動活動量を拡大することで、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム、サルコペニアなどの予防を目的に作成したものです。このウォーキングコース100選マップは、全戸配布のほか、市役所本庁・4支所、公民館、体育館などに備え付けるとともに、飯塚市ホームページに掲載し、お知らせいたします。

多くの市民の皆さんに、ご活用いただき市内各所を散策され、「ふるさと探訪、歩いて健幸、

医療費削減」に向けて、積極的に、そして、楽しみながらウォーキングに取り組んでいただきたいと願っています。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○佐藤委員

いろいろとコースがあるようですけども、これを選ばれた基準というものがあればお示しく下さい。

○健康・スポーツ課長

この100選マップの企画につきましては、広くコースを選定する必要がございました。そこでまちづくり協議会やそれぞれの地元の団体さん、それから一般の方にも推薦をお願いしまして、26年度中でございますけれど、推薦をしていただいております。それプラス公民館の皆様や、地域で活動されてある方々にご意見を伺いまして、この100選を選定したところでございます。なお、公募でいただいた分につきましては、なかに紹介者として、名前を入れさせていただいている分がでございます。それは、一般の公募としていただいたものでございまして、それ以外につきましては、先ほど言いました、各団体様などからアイデアをいただいたものでございます。

○佐藤委員

実際にこの絵を見ると、家族で歩いていたり、お年寄りの方が歩かれていたりするんで、こうなればいいんですけども、実際これは、だれかが歩かれました。

○健康・スポーツ課長

私も職員で歩いて確認をしております。ただ、全てがやはり、例えばどこか横断歩道があるといいとか、歩道がちょっと狭いとかいうところがございますけれど、もともとの目標といいますのが、ご自宅の近くで、そういったウォーキングを楽しめる。それでいて比較的安心で、健康づくりに利用できるようなものとして選定をしておりますので、全てが十分安全性が保たれるかというところと少し問題がある箇所もあるかと思いますが、そういったところについては、十分気をつけてウォーキングを楽しんでいただけたらというふうに思っております。

○佐藤委員

私もそこが気になるんですよね。やっぱりこれを使って、これで紹介して、市民の方が歩かれて交通事故に遭ったとか、そこが気になるんで。

次に、歩道や街灯の整備、途中でトイレもやっぱり3キロとか4キロあればいいと思うんですけども、そういうこと勘案して、今不備な点もあるということですけども、余りひどいところは、建設部に言っていただいたり、整備をされる考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

○健康・スポーツ課長

申し出のとおり、確かにもうちょっとすると非常にいいなというところがございますので、そういったところにつきましては、当然、飯塚市が所管している可能なところであれば、建設部のほうに、またお願いもいたしますし、県道、国道ということであれば、国や県のほうにもそういったお願いをしていこうかと考えております。

○佐藤委員

ぜひ、早急にやっぱりそれはしてもらわないといけないと思います。3月15日に印刷して市民の方々に渡すんですから、責任持って取り組んでいただきたいということと、あと1点、穂波総合福祉センター、コースとして一部が入るようになっているんですけども、これはウォーキングコースが旧穂波町のときからできるような計画があったんですけども、そのまま放置されているんですけども、その後はどうなっているのか、お伺いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13 : 47

再開 13 : 48

委員会を再開いたします。

○健康・スポーツ課長

穂波福祉総合センターにつきましては、現在も施設の周回のウォーキングコースとして整備が途中までされている状態でございます。これにつきましても、今後何らかの整備をしていくという必要があるかと考えておりますが、現在のところ、まだその辺の見通しが立っておりませんので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

これは代表質問のときも一般質問のときも、その都度言ってきたんですよね。こうしてウォーキングコースを出されるんなら、一番市民の方が行って歩きやすい場所にあるんですよ。あそこはですね、旧若菜校区地区のその人たちが集まるところにある。お年寄りの方がグラウンドゴルフもされている。そして福祉センターもある。福祉センターでお風呂に入る前に、あそこを1周歩いて入る。2週歩いて入るとかいうことができますんで、ぜひとも、もう検討の段階は本当は過ぎていっているんですよ。これはもう100選マップだから、そこまで言いませんけれども、今後、しっかり聞いていきますんで、ぜひとも結果が出るようお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○森山委員

これは作り直すわけ、また。このままいくんでしょう。最後のページはどうなるんですか。

○健康・スポーツ課長

このマップには、現在ルートとして入れているのは99しかございませんので、100個目は、自分のご自宅から好きなコースを書いてくださいという意味でしております。ですから、最後はそういった自分で地図を書いてくださいという意味になっております。

○森山委員

もう少し、安くあげたらいいんじゃないかなと思って、これはこのまま使うんですね。これが原本ですね。はい、わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次飯塚市食育推進計画の策定について」、報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

「第2次飯塚市食育推進計画の策定について」、報告いたします。

一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安心して暮らしていくために、食を見つめ直していただくことを目的に、本市では、国の食育推進計画、福岡県食育・地産地消推進計画策定を受け、平成23年3月に第1次飯塚市食育推進計画を策定し、教育、健康づくり、農業などの分野において、市民をはじめ各関係団体と連携しながら、食育や地産地消の取り組みを進めてきました。そして平成28年4月からの「第2次飯塚市食育推進計画」がまとまりましたのでご報告いたします。

配布しております資料、第2次飯塚市食育推進計画（案）と概要版をお願いします。1ページ、「基本方針」として、「1. 計画策定の趣旨」には、食育の重要性から計画策定へ必要性、2ページには、「2. 計画の基本理念」、「食をとおした健康で豊かな人間性の実現」など3点を、3ページには、「3. 計画の位置づけ」を記載しております。4ページから11ページには「食を取り巻く現状」アンケート結果等をもとに分析をしております。特に4ページの

表のように朝食の重要性はよく言われておりますが、3食きちんととっている成人の割合は前回22年度に比べ、増加しておりますが、全体的にみると、小学生、中学生、高校生においては朝食を「食べない」、または「食べないことが多い」と回答した人の割合は増えている現状を記載しております。

12ページから31ページにかけては、「計画の方向性と目標」を記載しております。12ページから「1. 家庭・地域における食育の推進」として「健全な食習慣」の定着を図る必要性、また郷土料理や伝統料理の継承による「食文化の継承」「健康づくりの担い手の育成・支援」といった推進すべき方向性を記載しております。20ページからは「学校、幼稚園・保育所における食育の推進」として、地元食材の給食献立への活用も含めた「学校、幼稚園・保育所での給食の充実」、また、最近の課題として食事中的メールやラインの使用など、家庭での「食に関する指導の充実」についても、取り上げております。

また、29ページからは、給食とも関連がありますが、「地産地消の推進及び市民生産・加工業者との交流の促進」も今後の方向性として記載をしております。32ページ以降は、「効果目標」「行動指針」「推進体制」をまとめております。特に33ページの「市民の行動指針」に掲載しています各項目については、広く啓発をしていきたいと考えております。

以上が、第2次食育推進計画（案）の概要であります。全体に、写真や表を多く配し、見やすく工夫をしております。

なお、本計画については、概要版を作成し、学校や保育所の保護者や関係者を中心に配布をし、啓発に努めたいと考えております。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○佐藤委員

1ページの趣旨のところ、現状の把握として関心は高まっているものという部分とかがあるんですけども、その把握は単純にアンケートの結果、それと現在のメタボ状況とかという判断だけで、そこがもとになってこの冊子をつくられたのか。私は、本当は食育基本法ができて、学校の栄養士の方も食育に取り組んでいる。保育園も取り組んでいる。その状況の中から、保育園の給食とか学校の給食の残飯率等々をあわせもって、きちんとつくらなくてはいけなかったんだろうと、私は思っているんですね。そこが抜けているところに本気で食育に取り組もうとされているのかどうか、疑問に思っているんですけども、まずこの状況を把握されたのは、アンケートとメタボリックとかそういう健康状態だけなのかどうか、お伺いいたします。

○健康・スポーツ課長

データとしまして、収集しましたのは、アンケートが中心でございます。その意識や生活の現状についてアンケートを集約しておりましたけれど、この資料の最後のほうに、今回の委員さんの皆様の名簿が記載してありまして、当然市のほうも関係各課が参加をしております。その中で、やはり、そういったものも含めた中で、今質問委員が言われますような現状についても、それぞれの委員さんが認識をされてある部分がございます、そういったところから、やはりこういった現状があるというご意見はございました。それを結果としまして裏付けたアンケートなりをもとに、今回の基本計画を策定しております。

○佐藤委員

ここではもう、それ以上は言いませんけども、やはりこれを推進していく上で、アンケートもそうだし、やっぱり残飯率、そういう部分もあろうと思います。あえてもう1つ言わせてもらえば、各層から委員さんがこれ入っていると、会議でそれぞれ述べられたと言いますけども、これは昼間に会議が行われたんでしょう。PTAの方とかの出席率は悪かったんじゃないでしょうかね。多分、私はどの委員会でもそうだと思うんです。来られないんですよ、仕事をしているから。それで状況を聞いたとか、もうそこまで言いませんけれど、やはり本気で今の

現状の保護者の意見を聞くのであれば、やっぱり夜の会議にしなくてはいけない。そういうことは言っておきますんで、これはぜひ、食育は推進してください。お願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「国民健康保険制度改革の経緯と概要について」、報告を求めます。

○医療保険課長

国民健康保険制度改革の経緯と概要について、お手元に配布しております資料によりご説明いたします。

国保制度改革につきましては、平成25年12月に成立しました「社会保障改革プログラム法」に基づき、「国保基盤強化協議会」において、市町村国保の見直しについて検討が行われてきたところです。昨年5月27日には、この協議会での議論を踏まえ、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保制度改革に向けた協議が始められたところであります。

この改革の主な内容でございますが、平成27年度から約1700億円、29年度以降は毎年約3400億円の公費拡充等により、財政基盤の強化を図るとともに、30年度以降は、都道府県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなっております。

都道府県と市町村、それぞれの役割といたしましては、まず都道府県は、国保の運営方針を定め、それに基づき、市町村ごとの国保事業費納付金の決定や標準保険料率の算定・公表、また、給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払うこととなります。これに対し、市町村の主な役割といたしましては、地域住民と身近な関係にある中、被保険者証の発行など資格の管理や保険給付、都道府県が算定した標準保険料率等を参考に、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業などを行うこととなります。

資料の裏面をご覧ください。具体的な国保の運営方法等につきましては、都道府県ごとに協議が行われることとなっておりますが、福岡県におきましては、昨年9月に「福岡県国保共同運営準備協議会」が設置され、昨年10月26日には第1回の協議会が開催されております。今後、平成30年度からの国保の共同運営に向けて、国保事業費納付金や標準保険料率の設定等について、協議が加速していくものと思われまます。この協議会での協議内容などにつきましては、今後も必要に応じて、ご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくご願いたします。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理施設の評価について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

平成26年度の実績に基づき、飯塚市穂波福祉総合センターの指定管理者の評価について指定管理者評価委員会に諮問し、本年1月20日に、指定管理業務評価表のとおり、答申を受けました。評価結果につきましては、B、協定の内容どおり業務を履行しており、適正ということでありましたので、指定管理者である株式会社トキワビル商会に通知するとともに改善点について早急に改善するよう指導を行っております。

以上、簡単ですが報告いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

総合評価が優良となっているんですけど、この総合評価はどんな段階があるんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

評価表の下段のほうに評価区分というのがございまして、A、B、C、D、Eという5つの段階で区分がなされています。これに従って評価がなされるというふうな形でございます。

○江口委員

それはわかるんです。A、B、C、D、Eがあるのはわかるんですけども、これを見るとAが2つあって、残りは全部Bなんです。優良と書いてあるんですけど、優良の上になにかあって、その下にもなにかあるのか、優良が1番上なのか、これが全然分からないんですよ。ここのA、B、C、D、Eだったら、非常にわかりやすかったんですけど、というところで、教えてください。ご説明願えますか。

○総合政策課長

この評価、指定管理につきましては、総合政策課でトータルを所管しておりますので、報告させていただきます。まず、ご質問の総合評価につきましては、優良というのを1番上位としておりまして、優良、適正、おおむね適正、要改善、不適切といった5段階でいたしております。先ほどの優良でございますけれども、こちらについては、すべてがB以上で、Aもあるよというところを最上位の優良としております。全てがBである場合については、適正であるという評価でございます。

○江口委員

笑い声が出ているということは、その評価の仕方がどうなんだろうということではないかと思えます。これも単純にA、B、C、D、Eとしてしまって、平均を取ったらこうだったよというのがいいんじゃないかなと思えます。その点、お考えいただいたほうがいいのではないかと思います。基本的に、確かにB以上なんですけれども、Aは2つなんです。書いてあるのは、Bでいうと適正であるですね。適正であるというのは、そのとおりでと思うんですけど、じゃあ、優良なのかと言われて、B以上でAが1つでもあれば2つでもあれば優良というのとは、人における感覚ではどうなんだろうと思えますので、その点については、ご検討ください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

利用者サービス、利用者対応、苦情等対応、これはだれがどういうふうに判断されたのか。例えば利用者さんにアンケートを取ったりされたのかどうか、その点をお伺いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

評価表とは別に、センターにおきましては、日ごろよりアンケートは別にとっております。この評価表とはまた別でございますけれども、市民や利用者の皆様にはアンケートを取るというふうな状況にはしております。

○総合政策課長

ただいまご質問の点につきましては、利用者アンケート、それから事業計画書等を毎年報告しなさいというふうな指針の中で規定をいたしております。それに基づいて、管理運営状況についての評価をするというふうなシステムにしています。

○佐藤委員

総合福祉センターは家の近所だから、よくわかるんですよ。やっぱり、ここが一番重要になってくると思うんですよ。例えば、苦情が来た。どう対応しているのか。利用者さんはどう思われているのか。その辺をもうちょっと、この施設だけじゃなくて、指定管理者にする場合

は、ここに重きにして、今の課長の答弁では苦情処理をどうしたか、どう判断されたのかというのは全然わからないですね。ここでは言いませんけども、ぜひそういうところを、意気込みがあればお願いします。

○総合政策課長

最後に、報告事項として上げさせていただいておりますけれども、このたび指定管理者制度運用につきまして、これまでの運用の指針及び評価の指針を廃止いたしまして、新たなガイドラインということで、後ほどご報告をさせていただこうかと思っております。ただいまご指摘のありました、ABCがあったり、優良があったりということで、非常にわかりにくい部分もございますので、そういったものも含めまして整備をし、また、指示書によっていろんな改善点が指示された場合においては、それをどういうふうに改善したかという文書での報告義務等々も、今回制度として考えておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤委員

しっかりですね、合併して施設が多くなって、処理能力が不足なくて、お風呂に泡みたいなのが浮いたとか等々、いろいろな苦情が私のところにくるんですね。やっぱりその都度対応を市がするのか、この業者がするのか。担当課におかれましては、言わんでいいと思ひます。落ち葉の件とかいろいろあったんで、これからも指導をちゃんとしてください。お願ひいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひます。

次に、「生活保護ホットラインの運用状況について」、報告を求めます。

○保護課長

昨年、平成27年10月23日の厚生委員会でご報告させていただきました「生活保護情報ホットライン」につきまして、設置しました平成27年11月2日から平成28年1月末日までの運用並びに対応状況につきましてご報告いたします。

配布しております資料「生活保護情報ホットライン集計表」をご覧ください。まず上段、月別受付件数では、電話等で寄せられました各種情報及び問い合わせを「生活困窮者に関する情報」「生活保護適正化に関する情報」「生活保護法等関係法令に関する問い合わせ」の3項目に分類し月別に分けて表示しており、昨年11月から今年1月までの「生活困窮者に関する情報」は計8件、「生活保護適正化に関する情報」は、計23件、「関係法令に関する問い合わせ等」は1件の情報が寄せられております。

次に、下段の月別対応状況でございますが、それぞれの情報に対する対応状況を月別に表したものでございます。11月分でご説明いたしますと「生活困窮者に関する情報」は6件寄せられておりますが、そのうち3件は生活保護申請となり、3件を同月中に保護を開始いたしております。また1件は相談内容を伺ったところ、相談者の収入が保護基準以上であったということから生活保護制度の概要説明で完了したものでございます。

以上、11月は6件の情報提供に対し4件が完結、翌月へ繰り越し案件が2件となっておりますが、月末に情報が寄せられた場合にはこのように調査や処理が翌月に繰り越しケースが発生いたします。なお、※印にありますように適正化に関する情報では、受付件数と情報件数は一致いたしません。

以上のようなことから、設置開始から今年1月末日までの合計は「生活困窮者に関する情報」8件、うち完結7件、2月以降への繰り越し1件となっております。

次に「生活保護適正化に関する情報」は23件、うち完結13件、2月以降への繰り越し計

10件となっております。最後に「関係法令に関する問い合わせ等」は1件、うち完結1件となっております。合計いたしますと、ホットライン等に寄せられた情報は合計32件、うち完結は21件、調査中が11件となっており、今後も寄せられました情報を基に漏給防止と濫給防止を推進し、生活保護適正化に努めていく所存でございます。

以上、簡単ではございますが「生活保護情報ホットラインの運用状況について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理者制度運用の変更について」、報告を求めます。

○総合政策課長

「指定管理者制度運用の変更について、ご報告いたします。

お手元に、3種類の資料を配布させていただいております。資料1としまして、A4横のホッチキス止めで、1ページが、主な変更点・新旧対照表としておりまして、6ページまでございます。

次に、資料2が、A4縦の冊子「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」、最後に資料3としまして、A4縦の冊子で「指定管理者制度モニタリングの運用に関するガイドライン」以上3点でございます。

指定管理者制度の導入につきましては、公の施設の管理について、民間のノウハウを活用することにより、市民サービスの向上と、経費の節減を図ることを念頭に運用してまいりました。そのような中で、制度導入後十数年が経過し、社会状況の変化などによりまして、指定管理者の選定と導入、その運用に係る事務処理等におきまして、いろいろな課題も生じております。

以上のようなことから、各方面からいただきました、ご意見・ご指摘等を踏まえまして、現状の課題解決や指定管理者制度の適切かつ、円滑な導入と運用を図るため、現行の指針を廃止いたしまして、資料2、3のとおり、新たな「ガイドライン」を策定したところでございます。

それでは、資料1、A4横書きで、変更点を赤字で、記載しておりますが、これにて、ご説明いたします。主に6つの項目について、変更いたしております。第1点の「公募・非公募」につきまして、非公募とする場合について、明文化いたしております。

次に、第2点目の「地域要件」では、具体的な地域要件の考え方を明記しております。ただし書き以降に記載のとおり、ア)、市内団体等に限定しても、施設の設置目的を達成することが、見込めること及び、イ)市内団体等からの複数の応募が見込めることといたしております。3点目は、「市内団体等への優遇措置」の新設でございます。市内団体等への優遇措置の観点から地域要件を設定しない場合において、市内団体等が申請する場合は、加点することとしており、市内団体等に配点合計の100分の5を加点するものです。4点目は、「指定期間」につきましては、基本的に、現行同様であり、特別の理由を例示したものであります。

続きまして、資料を1枚めくっていただきまして、2ページと3ページをご覧願います。「選定評価書」の新旧対照表でございます。5点目の選定評価書につきましては、3ページをご覧いただきますと、「旧選定評価書」の標準例では、選定基準が40項目と多く、配点1項目10点で、合計配点400点で、評価基準などやや分かりづらい状況であったことから、2ページのとおり、審査項目を20項目とし、配点を5点としまして、標準配点合計を100としております。なお、先程の変更点3、市内団体等への優遇措置項目を下段に設定しております。

最後に、6点目でございますが、4ページをお願いいたします。指定管理者の候補団体等を選定する「指定管理者選定委員会」につきまして、候補者の選定に際し、施設の適切な管理・

運営について市の意向等を反映する必要性もあることから、規則の改正を行い、市の職員ということを明記しております。

以上が、新ガイドラインの主な変更点でございます。なお、5ページに新ガイドラインでの「指定管理者制度導入フロー図」6ページに、現在、指定管理者制度を導入している施設について概要を記載しております。

これらの変更点をまとめましたのが、先ほどお配りしております資料の2、制度の運用に関するガイドラインで、指定管理、公募、非公募から、いろんな手続等について明示をさせていただいております。それから資料の3が、先ほど若干ご指摘のございました、モニタリングの運用に関するガイドラインということで、新たに改正して、作成をさせていただいております。こちらのほうを若干見ていただきますと、3ページのほうにモニタリングという表現でさせていただいておりますけれども、要は継続的なチェックをやるということでございます。利用者アンケート、所管課における履行の確認等々について規定をさせていただいております。4ページのほうにモニタリングの関係図を表記させていただいております。常日ごろ所管部署と指定管理者の中での業務の遂行状況の確認等々を行いまして、これは従前どおりでございますが、第三者機関としての評価を行うという組み立てでさせていただいております。右側の5ページでございますが、これにつきましても、評価点を点数といたしまして、1から5点までしております。そして、これに基づきABCDEという総合ランク表という形で、今回整備をさせていただいております。このような形の中で、今後、新年度より指定管理制度の運用について、行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上簡単でございますけれども、説明とさせていただきます。

○委員長

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。